

第4章 一般施工 目次

第4章 一般施工	2
4 - 1 準備工	2
4 - 2 管路土工	2
4 - 3 排出ガス対策型建設機械の取扱いについて	4
4 - 4 電力設備工	5

第4章 一般施工

4 - 1 準備工

(測量)

- 1 ベンチマークは、工事監督員の指示する補助水準点を使用し、受注者は、仮ベンチマークを移動沈下の恐れのない箇所に選定し、木杭、コンクリート杭等を用い、十分堅固に設置し表示しなければならない。
なお、使用に際し適時、点検しなければならない。
- 2 測量の結果、設計図書と既設管底高、地盤高及び距離に差異があった場合は、速やかに工事監督員に報告し、その対応について協議すること。
- 3 道路基準点は、損傷してはならない。やむを得ず基準点を移設する場合は、受注者は、工事監督員を通じて本市所管課所に報告し、その指示に従って移設、復元に当たらなければならない。

(試掘)

- 4 受注者は、工事監督員の指示する箇所その他、必要に応じてマンホール設置予定箇所、地下埋設物横断箇所等で試掘を行い、地下埋設物の位置、深さ並びに構造を調査のうえ工事監督員に報告すること。
- 5 試掘は人力掘削とし、当該地下埋設物に損傷を与えないよう地下埋設物近辺は特に注意深く掘削し、当該地下埋設物を確認すること。
- 6 舗装道路においては、試掘跡の復旧（仮復旧）は、埋戻し完了後速やかに行うものとする。

4 - 2 管路土工

(管路掘削)

- 1 特に指定のない限り地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって設計図書に示した工事目的物の深さまで掘下げなければならない。
- 2 掘削土は、道路上に堆積してはならない。もし堆積したときは、掘削の中止を命ずることがある。ただし、交通頻繁でない道路において、事前に関係官公署及び工事監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。この場合には、掘削土が周囲に散乱しないようにし、交通に支障の生じないようにしなければならない。
- 3 床付面については、人力による床均し工（基面整正工）を行うこと。ただし、掘削過度又は、湧水のため地盤を軟弱にしたときは、工事監督員の承諾を得た工法により埋戻しをすること。
- 4 床掘箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。
- 5 掘削に際し、試掘等で他の埋設物が確認された箇所、並びに埋設物がある恐れのある付近では、人力掘削とし、損傷を与えないよう十分に注意して施工し、必要に応じ、当該施設の管理者と協議のうえ防護措置を行わなければならない。
- 6 アスファルトコンクリート舗装の取りこわしは、アスファルトカッター等を使用して粗雑に

ならないようにしなければならない。

(管路埋戻)

- 7 本管工事における埋戻しは、特に指定のない限り、発生土埋戻しによらなければならない。この場合、草根、木片、氷雪、有機不純物などの容積変化を生ずるものを混入させてはならない。また、転石、玉石等を構造物（管渠等）に直接埋戻ししてはならない。
- 8 設計図書で指定された埋め戻し材料は工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。
- 改良材を使用する場合は必要な量のみ搬入し、搬入した材料は速やかに使用すること。また現場までの運搬に際して、降雨や日照等による品質の低下が予想されるものについては、事前に対策を講ずること。
- 9 埋戻し及び締固めにあたっては、構造物が移動したり破損したりするような荷重、衝撃及び偏圧を与えないように注意しなければならない。
- 10 埋戻し箇所に湧水及び滞水が有る場合には、施工前に排水しなければならない。特に改良材を使用する場合は、改良材がある程度凝結するまで地下水位を下げておかなければ、所定の強度を確保できないため、この処理について十分対策を講じなければならない。
- 11 埋戻し土は、管頂 30cm までは機械または人力により構造物へ衝撃を与えない高さから投入するものとし、ダンプトラックにより構造物上へ直接投入を行ってはならない。締固めにおいては、人力によるはねつけ、かきならし等により 1 層ごとに人力または機械で締固め、構造物の周り(特に管下端)に空隙のできぬよう、また沈下を生じないように施工しなければならない。
- 12 硬質塩化ビニル管（リップ付硬質塩化ビニル管は除く）の管上 30cm までの埋戻し土は、粒径 20mm 以上のれきを含んではならない。
- 13 埋戻しにあたっては、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚を路体部では 30cm 以下、路床部では 20cm 以下として、各層毎に締固めなければならない。
- 14 締固め機械は、掘削幅、支保工の有無等、現場条件を勘案して決定すること。締固め方法は、構造物に損傷を与えないように、管種によらず、下表をもとに選定すること。

管上からの高さ	締固め方法
30cm 未満	人力（木ダコ等）、振動コンパクター等
30cm 以上～50cm 未満	振動コンパクター、タンピングランマー等
50cm 以上	タンピングランマー、振動ローラー、ブルドーザ等

- 15 路床面は、一様で十分な締固め度を得るよう施工しなければならない。
- 16 掘削溝内に埋設物が有る場合には、埋設物管理者との協議に基づく防護を施し、埋設物付近の埋め戻し土が将来にわたって沈下しないようにしなければならない。

(発生土処理)

17 建設発生土は、設計図書で指定する建設発生土受入先へ搬入するものとする。また、搬入方法等については、以下の規定によらなければならない。

- 1) 受注者は、A 4 版の用紙に工事名及び会社名を記入し、搬入に使用する車両の窓に貼り付けること。
- 2) 建設発生土の受入先には管理業者が常駐しており、搬入・搬出にあたっては、管理業者の指示に従うこと。
- 3) 建設発生土の受入先への搬入等については、下記によること。

下表の下水道事業で管理している建設発生土受入先に搬入する場合は、各施設の取り扱い要領による。

民間の建設発生土受入施設への搬入を指定された場合は、管理業者へ詳細を確認すること。

18 受注者は、建設発生土の運搬経路図を施工計画書に記載し、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、運搬経路の設定にあたっては、予定経路付近の家屋及び交通状況等を調査し、必要に応じて関係機関等と打合わせるなど、騒音・振動・塵埃等の防止に努めること。また、運搬経路は常に実態を把握し、安全運転に必要な措置を講ずること。

19 受注者は発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備を施すとともに、過積載が生じないように注意しなければならない。

下水道事業で管理している建設発生土受入先一覧表

名 称	所在地	土 質 条 件	担当課
厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本 2452-1	礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)

4 - 3 排出ガス対策型建設機械の取扱いについて

1 排出ガス対策型建設機械の使用について

当該工事において(1 - 1 - 36 環境対策) 表 - 1、表 - 2 参照) に示す建設機械(規格)を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として排出ガス対策型建設機械(以下、排対機械)を使用することを原則とする。

- 2 排対機械を使用出来ない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械(以下排対機械を含め、排対機械等)を使用することで排対機械と同等とみなす。
- 3 ただし、リース会社に在庫が無い、自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等の理由により排対機械等を使用できない場合は、書面(協議簿等)により提出すること。
- 4 施工計画書には、排対機械を使用するか、非排対機械を使用するかを明記すること。
- 5 施工現場において排対機械等の使用を確認(指定ラベル)できる写真撮影を行い工事監督員に提出すること。
- 6 排対機械等を使用できない場合については、設計変更の対象とする。

* 1 排出ガス対策型建設機械とは、排出ガス対策型エンジンを搭載し、メーカーの申請によって形式指定された機械のことである。

* 2 排出ガス浄化装置とは、「建設技術評価制度」又は、「民間開発建設技術審査・証明事業」によりそ

の性能を確認された浄化装置である。

- * 3 排ガス対策エンジンとは、排出ガス基準値を満足したエンジンで国土交通省で形式の認定を受けたものである。

4 - 4 電力設備工

- 1 受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を設置する際、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。
- 2 工事の安全確保に関わる設備については、受注者は停電時等の非常時への対応に配慮した設備としなければならない。
- 3 受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、工事監督員に報告するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。
- 4 受注者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。